

2025

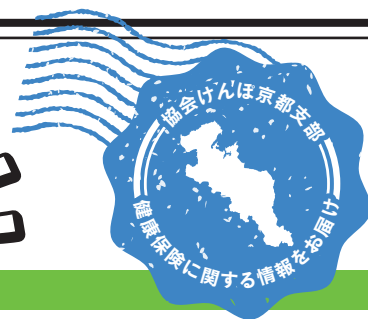
04



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

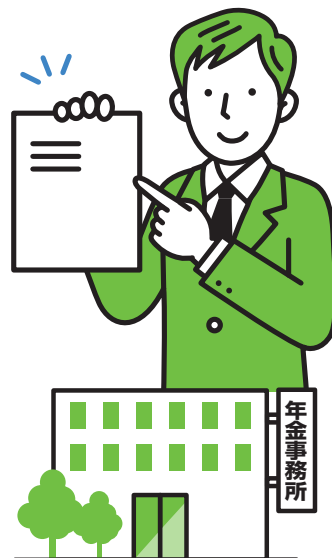
健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします



資格取得届等は5日以内に 日本年金機構にご提出ください

健康保険法施行規則に基づき、事業主様は**資格取得の事実があった日から5日以内に**、
資格取得届を日本年金機構へ提出する義務があります。



**資格取得届や被扶養者異動届には、
必ずマイナンバーの記入をお願いいたします。**



また、新規採用となる方がいる場合は、内定段階でマイナンバーを収集する等、
5日以内に提出ができるよう準備をお願いいたします。



日本年金機構の入力処理日から資格情報が反映※されるまで約5営業日かかります。

資格取得(扶養認定)や資格喪失(扶養認定解除)の届出が遅れると、受診時に健康保険の加入資格情報が
正確に確認できないことがあります。各種届出は速やかに提出いただきますようお願いいたします。

※資格情報の登録状況は、マイナポータルにログインのうえ、「健康保険証」のページの「資格情報」から確認いただけます。



事業主の皆様へ(マイナンバーの利用)
日本年金機構HP▶



協会けんぽとSDGs

協会けんぽでは、健康保険事業の運営を通してSDGsに貢献していきます。

協会けんぽは、持続可能性の観点を踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、
加入者の皆様の健康増進に取り組んでいます。こうした取り組みを通して、SDGsに貢献していきます。



SDGsとは、国連で採択された17の目標により構成される2030年までの国際目標です。

詳しくはこちら

医療費を立替払いしたときは

マイナ保険証や資格確認書等が使用できず、医療費の保険診療分を10割負担したときや、前に加入していた健康保険の資格で医療機関を受診し、医療費を返還したときは、後日協会けんぽへ「療養費(立替払等)」を申請することで、医療費における保険給付分の払い戻しを受けることができます。



ご提出いただくもの

01 療養費支給申請書(立替払等)

申請書は2ページあります



02 領収書(領収明細書)

前に加入していた健康保険の資格で医療機関を受診し、医療費を返還したときは、医療費を返還した際の領収書



03 診療内容が記載された明細書

前に加入していた健康保険の資格で医療機関を受診し、医療費を返還したときは、医療費を返還した保険者から交付された診療報酬明細書(封かんされているときは開封せず封筒ごと添付してください。)

注意事項

- 添付書類のみではご申請いただけません。必ず申請書と合わせてご申請ください。
- 申請書は協会けんぽホームページからダウンロードいただけます。
- 申請書は受診者1名につき1部必要です。
- 添付書類は必ず原本をご提出ください。
(原本の返却をご希望の場合は、付箋等に「返却希望」とご記入ください。)

申請書の書き方は
こちら



京都支部 LINE公式アカウントを始めました!



京都支部のLINE公式アカウントを始めました!
配信内容はこちら ↓

- 季節の健康情報
- 季節の健康レシピ
- 各種イベント
- 健診の案内 などなど

お得な情報が
盛りだくさん!



ぜひ友だち追加をお願いします!

①二次元コードを読み取る



②ID・アカウント名から検索

OR

LINEアプリ内で「ホーム」▶「検索」から、
「@kenpo_kyoto」または「協会けんぽ京都」

